

## 電気料金・ガス料金の認可処分に係る原告適格について

平成15年8月29日  
経済産業省

### ．御質問の内容及び回答

#### 1．御質問の内容

電気料金及びガス料金の認可処分について、現行法上原告適格を有する者如何（現行法制度の下では誰が原告適格を有するのか、経済産業省の見解如何。）

#### 2．回答

強いて挙げるとすれば、認可申請をした電気事業者又はガス事業者が挙げられるが、料金の適用を受ける電気の利用者及びガスの利用者は、原告適格を有しない。

### ．補足説明

1．電気事業法は、第一条でその目的について「電気事業の運営を適正かつ合理的ならしめることによつて、電気の利用者の利益を保護し、及び電気事業の健全な発達を図るとともに、」と規定し、電気の利用者の利益の保護を電気事業の健全な発達とともにその目的に掲げている。

しかし、認可処分の根拠規定である電気事業法第十九条では、その料金の認可基準として「料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること」等を考慮すべきこととしているに過ぎず、それ以上に電気の個々の利用者の具体的利益を考慮すべきことを示す文言は見あたらない。

また、同法第百八条は、供給約款の制定、変更につき認可処分をしようとするときは、「公聴会を開き、広く一般の意見を聴かなければならない」旨規定するが、それ以上に利用者とその認可手続において利害関係人として取り扱うことを窺わせる規定は同法中には存在しない。

2．このような法の定めにかんがみると、電気事業法第十九条が、「電気事業の利用者の個別的権利利益を保護することを目的として認可権の行使に制約を課しており、したがって、電気の利用者がその処分の取消訴訟につき行政事件訴訟法第九条所定の『法律上の利益』を有している」とするには多くの問題が伴うと言わざるを得ない。

以上の点は、ガス事業法第十七条の規定についても同様である。

3．なお、今回、行政事件訴訟における原告適格を拡大できるかの御議論については、現行規定の趣旨（料金認可の基準として、事業者の適正経営の確保を基準とする一方、

敢えて認可に際して個別の利用者の具体的利益を考慮すべきことを規定していない。他方、大臣の恣意的判断の抑制の観点から、公聴会で意見は聴取。） 第三者への影響（電気・ガス等の必需性、他の需要家、電気事業者・ガス事業者の経営への影響）等を勘案しつつ慎重に判断することが必要。また、その際には、仮の救済や義務付け訴訟の有無等の他の検討課題との関係も総合的に勘案して検討いただくことが重要であるとする。